

## 埼玉県少子化対策協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 埼玉県と埼玉県内の市町村が連携し、埼玉県における少子化対策を検討するために、埼玉県少子化対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、議長、委員をもって構成する。

2 議長は、埼玉県福祉部少子化対策局長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる委員で構成する。

4 議長は必要に応じて、各副市町村長の出席を求めるものとする。

### (会議)

第3条 協議会は、議長が招集し、主宰する。

2 協議会は、埼玉県と埼玉県内市町村が取り組む少子化対策について、地域ごとの課題の把握及び分析を行い、その分析結果に基づいた効果的な少子化対策の検討を行う。

3 協議会は、前項の検討に資するため、前条第3項に規定する委員の一部から構成される協議の場を設け、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

5 議長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部少子政策課が行う。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会（第3条第3項に規定する協議の場を含む。）の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

(待機児童対策協議会の設置)

第2条 第3条第3項に基づき、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、当分の間、協議会に「待機児童対策協議会」（子ども・子育て支援法附則第14条第4項の規定に基づき都道府県が組織する協議会）を置く。

(待機児童対策協議会)

第3条 待機児童対策協議会は、議長、委員をもって構成する。

- 2 議長は、埼玉県福祉部少子政策課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表2に掲げる委員で構成する。
- 4 議長は必要に応じて、関係市町村、教育・保育事業者、学識経験者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、待機児童対策協議会の運営に必要な事項は、第2項に規定する議長が別に定める。

別表1（第2条関係）

埼玉県少子化対策協議会委員

議長	埼玉県福祉部少子化対策局長
委員	埼玉県内市町村の少子化対策主管部課長（相当する職を含む。）

別表2（附則第3条関係）

待機児童対策協議会委員

議長	埼玉県福祉部少子政策課長
委員	1 埼玉県内市町村のうち、子ども・子育て支援法附則第14条第1項に規定する特定市町村及び同条第2項に規定する事業実施市町村で、県が必要と認める市町村の保育対策主管部課長（相当する職及び当該課長から委任を受けた者を含む。） 2 議長が必要と認める埼玉県関係課担当職員